

○草加市防災会議条例

昭和38年10月12日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、草加市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平11条例27・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 草加市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平13条例27・平24条例28・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 草加八潮消防組合消防長
 - (7) 草加市消防団長
 - (8) 病院事業管理者

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平13条例27・平14条例47・平15条例15・平20条例1・平24条例28・平28条例11・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って決める。

(平13条例27・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成13年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第47号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中草加市防災会議条例第 3 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（草加市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の草加市防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号の規定により新たに任命される委員の任期は、同条の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の草加市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により任命されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 28 年条例第 11 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。